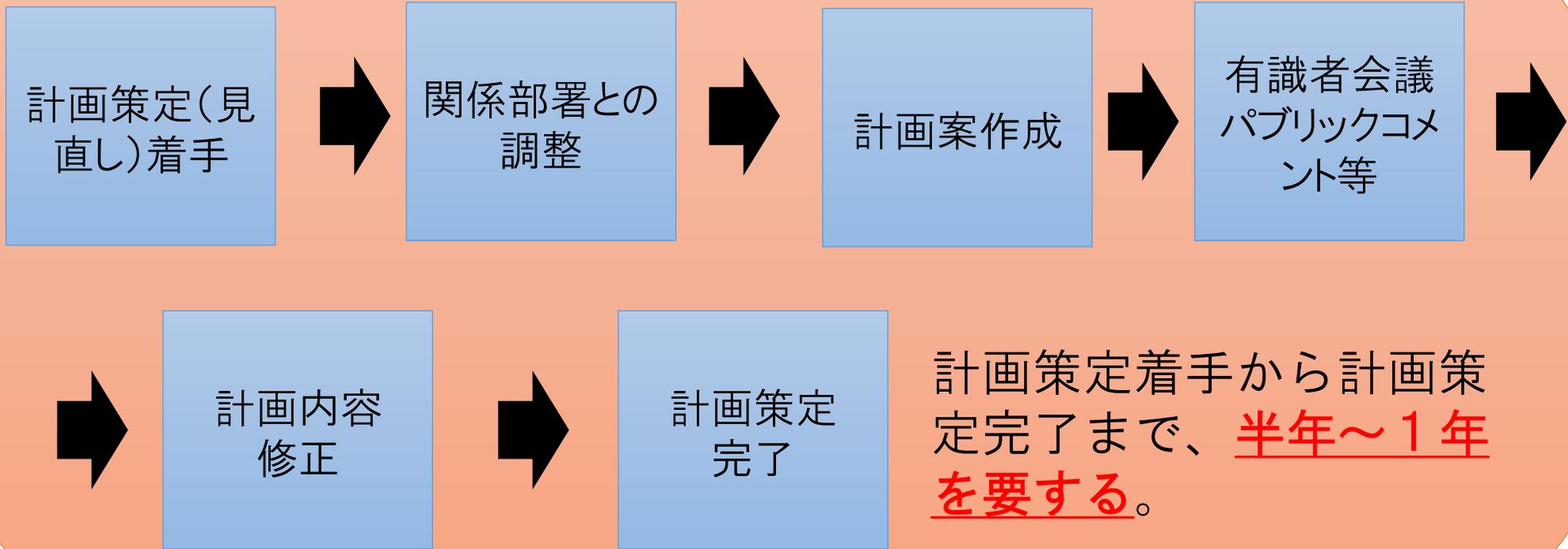


# 1-3 行政計画策定の流れ

## 計画策定時の標準的な流れ



※標準的なフローを示すものであり、必ずこの流れをとるものではない。  
※要する期間も策定する計画毎に異なる。

**担当部署と関係部署の負担は甚大**

## 2-1 福島県こども未来局における計画策定の状況

公布日等・法律名・計画名	計画の策定	計画の内容	実質的義務付け ※1	県計画名
①H13 DV法 DV防止基本計画	義務	法定	—	福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画(第4次改定版)
②S22 児童福祉法 障害児福祉計画	義務	法定	—	第1期福島県障がい児福祉計画
③H21 子ども若者法 子ども若者計画	努力	大綱勘案	あり	ふくしま青少年育成プラン
④H25 子ども貧困対策法 子どもの貧困対策計画	努力	大綱勘案	あり	ふくしま新生子ども夢プラン
⑤H15 次世代育成法 行動計画	できる	法定 国指針に即し 5年法定	あり	ふくしま新生子ども夢プラン
⑥S39 母寡婦法 自立促進計画	任意	国方針に即し	あり	ふくしま新生子ども夢プラン
⑦H30 局長通知 社会的養護推進計画	依頼	詳細指示	あり	福島県社会的養育推進計画
⑧H28 再犯防止法 再犯防止推進計画	努力	国計画勘案	あり	福島県再犯防止計画(未策定)

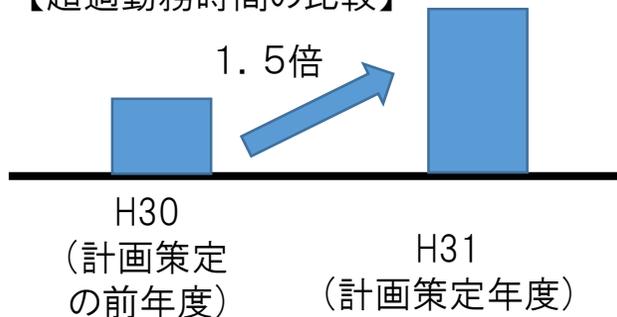
上記のほかにも厚労省母子保健課長通知に基づく母子保健計画、子ども子育て支援法の子ども子育て支援事業計画なども存在する

※1：国が計画の策定状況を公表することによる実質的な策定の義務付け

## 2-2 福島県こども未来局における計画由来の支障

- ◆ 県独自の計画や条例で義務化された計画が存在(県単計画)  
福島県には最上位の総合計画のほか、復興計画、総合教育計画などの部門別計画、条例で義務化された諸計画が法定計画とは別に存在する
- ◆ 複数の法定計画で政策分野が重複することによる事務負担  
次世代育成法、子ども若者法、子ども貧困法で法定する計画に含める政策分野には重複があり、県は同じ政策を複数の法定計画や県単計画に定めることになり、部局間の調整や諸計画の一貫性チェック等の事務負担が甚大。同様の状況は他の法定計画でも生じている。
- ◆ 補助制度で紐づけられた計画も存在  
例えば、少子化対策を柱にし、補助制度に紐づけられた地方創生総合戦略の計画も上記三計画と重なる
- ◆ 重複する政策分野を含む計画が時系列上で五月雨式に発生する事務負担  
県単計画、法定計画、補助制度に紐づけられた計画が五月雨式に発生するため、追従する負担が大。計画相互の調整もあるためこれら諸計画の策定期間をずらして事務負担を平準化することも困難
- ◆ 手続きや内容、期間が法定されることによる事務負担  
法定計画の策定手続きや内容、計画期間(次世代育成計画は5年)が法定され、事務負担が増
- ◆ 行政計画に人員が割かれ政策の中身の業務に支障
- ◆ 県こども夢プラン(県計画名)担当課担当班の超過勤務が計画策定年度に**1.5倍**となった。

【超過勤務時間の比較】



- ※ 計画策定のみが業務ではないため超過勤務の原因がすべて計画策定に係るものではないが、超過勤務増加の一要因の可能性はある。
- ※ 比較は計画策定担当課担当班の一人当たりの超過勤務時間

### 3 求める措置

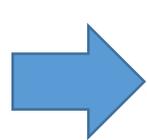
- ① 次の方針により地方行政計画を定める既存の法令を見直すこと。
  - 地方自治の本旨に基づき自治体や地方議会が独自に定める行政計画を尊重
  - 法律で地方行政計画の定めをおくことを極力抑制し、また、定める場合であっても地方裁量の余地を極力確保する
  - 地方行政計画で定めるべき政策分野の重複を整理する
- ② 努力義務やできる規定などの任意規定の地方行政計画について、策定状況を公表するなど直接・間接の働き掛けをせず、計画策定が任意であることを明確化すること。
- ③ 今後制定される法律において地方行政計画を規定する場合、義務・努力義務にかかわらず、その必要性や代替可能性をチェックし、都道府県や市町村が定める行政計画の増加を抑制する仕組みを導入すること。

## 4 こども未来局所管計画に対する要望

- ◆ 次世代育成行動計画、こども若者計画、子どもの貧困対策計画については政策分野の重複の整理、規定そのものを含めた実質的義務の縮小、計画を法定する場合の財源措置を求める。
- ◆ 障害児福祉計画、(母子寡婦)自立促進計画、子ども子育て事業支援計画のような、将来の財政需要を見込むことを目的の一つとする計画については、その意義を認めるものの、簡素化による事務負担軽減が望ましい
- ◆ DV防止基本計画と社会的養護推進計画は政策分野の重複が少なく、財源措置も含まれるため、その意義を認めるものの、実質義務の縮小と地方裁量の拡大、法定計画によらない代替手法の検討が望ましい。
- ◆ 再犯防止推進計画については、その内容が就労支援、住居確保、薬物中毒者支援、修学支援、障害者支援などすでに実施している政策であり、サービス受給者である「犯罪をした者等」の判別・区別もできないため、計画の形式より、実質的な措置を望む。

## 5 見直しにより期待できる効果

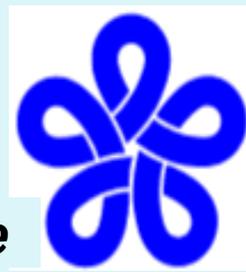
- ① 計画策定等の作業が必要なもののみに収斂(しゅうれん)されることにより、負担が軽減される。  
※ 第12回地方分権改革有識者会議(H26.4.2)資料5-1地方分権改革の実態調査結果においても、計画策定の義務付けが見直されたことにより事務負担が軽減されたという回答が都道府県、市町村から出ている。
- ② 限られた人員や体制を、計画そのものでなく、住民が求める実質的なサービスにシフトすることが出来る。人員体制が厳しい自治体、特に規模が小さい市町村は、常時この課題と対峙しており、見直しによる効果がより大きいものとなる。



地方自治の本旨に基づき、地方の現状や実情に応じて行政運営が可能

令和2年7月15日

# 農用地区域からの除外に係る 8年要件の起算点の見直し



# 1. 農業振興地域制度について

## 農業振興地域制度（農業振興地域）とは

- 都道府県は、農業振興を図るべき地域を「農業振興地域」として指定。
- 農業振興地域の中で、市町村は、農業振興地域整備計画において、概ね10年間を見通して農用地として利用すべき土地を「農用地区域」に設定し、生産基盤整備等農業政策の集中的実施、農地集団化等の交換分合、開発行為の制限等を図る。

## 農業振興地域整備計画の変更要件について（除外）

- 道路等や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設等の公益性が特に高いと認められる事業の用に供する土地
- 上記以外の場合は、次の要件の**すべて満たす場合に限り除外が可能**。（5要件）
  - ① 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替地がないこと
  - ② 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
  - ③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
  - ④ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
  - ⑤ **農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること**

**農業振興地域制度は優良農地の適切な保全が目的**

# 「農業生産基盤整備事業完了後8年経過」(参考条文)

## 農業振興地域の整備に関する法律

当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地(※1)に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。(第十三条第二項第五号)

(※1:土地改良事業の施行区域内にある土地)

## 農業振興地域の整備に関する法律施行令

法第十三条第二項第五号の政令で定める基準は、当該変更に係る土地が法第十条第三項第二号に規定する事業(※2)の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過した土地であることとする。(第九条)

(※2:土地改良事業)

## 農業振興地域制度に関するガイドライン

「工事が完了した年度」とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうか明確である必要があることから、工事完了公告における工事完了の日の属する年度と解されること。(第16-2-(3)-⑤抜粋)

## 2. 土地改良事業について

### 土地改良事業とは

- 土地改良事業は、農業生産基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、農業生産の拡大及び農業構造の改善に資することを目的としている。
- 併せて、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」の実現を図るための施策として位置付けられている。

### 土地改良事業による事業効果の発現

- 土地改良事業については、**工事が完了し事業効果が発現された場合、土地改良法に基づく完了公告**を行わなければならない。
- 国営事業の負担金の支払いについては、**工事完了日(完了公告)の属する年度の翌年度を始期**として求めることが政令で定められている。
- 但し、特例として**全体計画の工事が完了する以前に、一部の地域において全ての効果が発現し、負担金の支払いが適当と農林水産大臣が認めた場合**については、工事に要した負担金の支払いを開始できる。